

# 11月は『児童虐待防止推進月間』です



## 「児童虐待」とは？

<b>身体的虐待</b>	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
<b>心理的虐待</b>	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(DV)など
<b>ネグレクト</b>	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
<b>性的虐待</b>	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

### 通報者の秘密は守られます！

児童虐待の通告（通報）は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任を問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありませんので安心してご連絡ください。  
**あなたの気づき・勇気ある通報**が、子どもたち、子育てに悩んでいる保護者への**支援に繋がります。**

### 通報の3つのポイント

<b>ポイント1</b>	<b>ポイント2</b>	<b>ポイント3</b>
子どもの泣き声や気になる。	不自然なアザがある子、不衛生な環境で養育されている子がいる。	子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時には、**まずご連絡ください。**

<b>連絡先</b>	<b>24時間対応</b>	▶児童相談所全国共通3桁ダイヤル	☎189 (いちはやく)
		▶いつでも子育てほっとライン	☎0120-462-110
		▶別府市子ども家庭総合支援拠点光の園	☎090-1348-0874、080-3371-0874
	<b>平日日中対応</b>	▶別府市子育て支援課こども支援係	☎21-1239 (祝日除く月～金の8時30分～17時)

## 里親になりませんか

### 里親って知っていますか

子どもは、愛情豊かな家庭環境の中で養育されることで特定の大人との愛着関係を築き、安心感を得ることができます。安全で安心できる家庭環境の中で育まれることは、全ての子どもが持つべき大切な権利です。様々な事情で家族と暮らせない子どもたちを家庭で育む役割を担っているのが「**里親**」です。

### 様々な迎え入れ方があります

<b>養育里親</b>	<b>養子縁組里親</b>
18歳未満の子どもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育します。期間は数日から1年以内の短期の場合もあれば、それ以上の長期の場合もあります。	養子縁組を結ぶことが前提です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。

※県内では里親募集説明会を定期的に行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

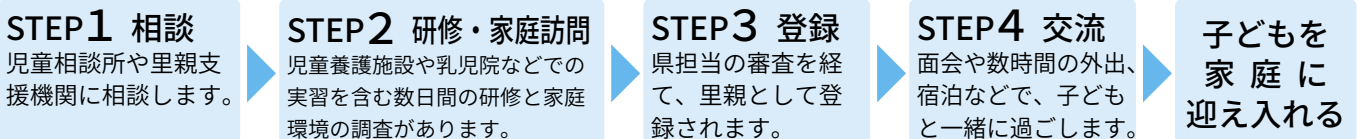
市ホームページ



NPO 法人 chields (チーズ)



### 子どもを迎え入れるまでの4STEP



<b>問合せ先</b>	▶養育里親に関すること	特定非営利活動法人 chields( チーズ)	☎097-585-5400
	▶養子縁組里親に関すること	大分県中央児童相談所里親担当	☎097-544-2016